

文書番号	学園-52
版	初版
発行日	令和7年12月1日
改正日	

吉野学園

虐待の防止のための指針

1. 本指針作成の要旨

当施設（吉野学園）における障害児・者への虐待の発生を未然に防止するため、本指針を定める。

2. 当施設における虐待の防止に関する基本的考え方

障害児・者虐待の防止、障害児・者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）に基づき、いかなる時も障害児・者に対して虐待を行ってはならない。

3. 本指針における虐待の定義

本指針における虐待の定義は以下の通りとする。

区分	内容と具体例
身体的虐待	暴力や体罰によって体に傷やあざ、痛みを与えること。組織によって適切に検討されずに行われた身体的拘束についてもこれに該当する。 【具体的な例】 殴る、蹴る、つねる、やけどを負わせる、椅子や壁に縛り付ける、医療的な必要性に基づかない投薬によって動きを抑制する など
性的虐待	性的な行為やそれを強要すること。 【具体的な例】 性交、性器への接触、性的行為を強要する、介助の必要性が無いのにも関わらず裸にする、本人の前でわいせつな言葉を発する、わいせつな映像を見せる など
心理的虐待	脅し、侮辱等の言葉や態度、無視、いやがらせ等によって精神的な苦痛を与えること。 【具体的な例】 障害者を侮辱する言葉を浴びせる、怒鳴る、ののしる、悪口を言う、人

	格を貶めるような扱いをする、無視する など
放棄・放任 (ネグレクト)	食事や排泄等の身の世話や介助をしない等により障害者の生活環境や身体・精神的状態を悪化させる又は不当に保持しないこと。 【具体的な例】 食事や水分を十分に与えない、汚れた服を着させ続ける、排泄の介助をしない、身体的虐待や心理的虐待を放置する など
経済的虐待	本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。 【具体的な例】 本人の預貯金を本人の同意なく勝手に使用する など

4. 虐待防止委員会に関する事項

ア) 虐待の防止の対策を検討する委員会の設置

当施設(吉野学園)では、虐待の防止のための対策を検討する委員会をリスクマネジメント委員会の中に設置し、年4回(6月、9月、12月、3月)開催する。委員会は下記委員から構成する。

- ・委員長：施設長
- ・委員：課長生活支援員 主任生活支援員 看護師 栄養士

リスクマネジメント委員会内で検討した虐待の防止のための対策の結果については記録し保管するとともに、従業者はその内容の周知徹底を図ることとする。

イ) 虐待防止担当者の設置

当施設では、虐待の防止のための担当者を置く。

虐待の防止の為の担当者：課長生活支援員 主任生活支援員

5. 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

当施設(吉野学園)では、虐待防止の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、虐待防止の徹底を図るために、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的(年1回以上)に実施するとともに、職員の新規採用時にも実施する。

6. 虐待又はその疑い(以下「虐待等」)が発生した場合の対応方法に関する基本方針

ア) 虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わずに、厳正に対処します。

イ) また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待児・者

の権利と生命の保全を優先します。

7. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

- ア) 職員等が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合、担当者に報告します。虐待者が担当者本人であった場合は、他の上席者等に相談します。
- イ) 担当者は、苦情相談窓口を通じての相談や、上記職員等からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った当人に事実確認を行います。虐待者が担当者の場合は、他の上席者が担当者を代行します。また、必要に応じ、関係者から事情を確認します。これら確認の経緯は、時系列で概要を整理します。
- ウ) 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、当人に対する改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じます。
- エ) 上記の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市町村の窓口等外部機関に相談します。
- オ) 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、リスクマネジメント委員会において当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知します。
- カ) 施設内で虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて市町村に報告します。
- キ) 必要に応じ、関係機関や地域住民等に対して説明し、報告を行います。

8. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- ア) 虐待等の苦情相談については、苦情相談窓口担当者は、寄せられた内容について苦情解決責任者に報告します。当該責任者が虐待等を行った者である場合には、他の上席者に相談します。
- イ) 苦情解決窓口に寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないように、細心の注意を払います。
- ウ) 対応の流れは、上述の「7. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項」に依るものとします。
- エ) 苦情相談窓口に寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告します。

9. 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

- ア) 当該指針は、各部署にある文書管理台帳に綴り、全ての職員が閲覧を可能とするほか、利用者や家族が閲覧できるように施設への掲示や施設ホームページへ掲載行います。

10. その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針

当施設（吉野学園）の外部で開催される虐待防止研修に積極的に参加するとともに、受講後は従業者に当該研修の伝達を行う。

本指針に定める事項以外にも、障害者虐待防止について国・地方自治体から発出される通知等に留意し、虐待防止推進に取り組むこととする。

附則

この指針は、令和7年12月1日より施行する。

承認		確認		作成	
----	--	----	--	----	--